「子どもの居場所」づくりに向けて

池田市こども食堂支援補助金

子どもの居場所づくりを目的に

「こども食堂」を開設し、運営に取り組む団体に対し、費用の一部を補助します。



心あたたまる食事の提供を通して、子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、

誰もが気軽に入れて、地域の人とふれあい、豊かな人間性や社会性を

身に付けることができる場所、それが「こども食堂」です。

【お問い合わせ先】

池田市役所　子ども・健康部　子育て支援課　TEL:072-754-6252

URL:<https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/kodomo/kosodateshien/kodomo_shokudo/syokudou.html>

**こども食堂支援補助金の概要・手続きの流れ**



**詳しくは、池田市こども食堂支援補助金交付要綱をご覧ください。URL:**[**https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/kodomo/kosodateshien/kodomo\_shokudo/syokudou.html**](https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/kodomo/kosodateshien/kodomo_shokudo/syokudou.html)

補助対象団体

* 市内でこども食堂を開設する団体（３人以上で構成）

　　　　※営利を目的としない、特定の宗教や政治活動を目的としないことなどが条件です。



補助事業要件

* 令和７年度中にこども食堂を**開設予定**、または**すでに開設済**であること
* こども食堂を**継続的に月２回以上**開催すること（ただし、できる限り開催回数の増加に努めること）

補助金の額

　・

* 新規開設の団体…**最大40万円**（①15万円＋②25万円）
* すでに開設済の団体…**最大25万円**（②25万円）

**① 開設費用（上限15万円）**

施設の修繕・改修費用、備品の購入やリース料など、

**こども食堂の開設にかかった費用の２分の１以内の額**

**② 運営費用（上限25万円）**

以下(1)(2)のこども食堂の運営にかかった費用から**料金収入等を除いた額**

(1)学習支援、地域との交流、心身の成長と社会性を育む体験、孤立を防ぐ取組、その他の子どもの居場所づくり（食事の提供を除く。）に要する経費**（上限5万円）**

(2)食材費、光熱水費、会場の使用料、開催周知のための広告料やチラシ等の作成費用、

ボランティア保険料、食品衛生責任者講習受講料など**（上限20万円）**



手続きの流れ

補助金の活用により、こども食堂の開設をお考えの方は、

①事前相談

1. **申請**

子ども・健康部 子育て支援課（池田市役所4階）までご相談ください。

ただし、予算の関係上、補助ができない場合もございます。

②申　　請

1. **申請**

こども食堂支援補助金交付申請書（様式第1号）と必要書類を

市にご提出ください。

【必要書類】誓約書（様式第１号別紙）、実施計画書（様式第2号）、

収支予算書（様式第3号）、団体等概要書（様式第4号）、会則、会員名簿等

③交付決定

1. **申請**

申請書の内容を審査し、市が補助金の交付を決定します。

④実績報告

1. **申請**

事業終了後または年度の終了後に、こども食堂支援補助金実績報告書

（様式第13号）と必要書類を市にご提出ください。

【必要書類】事業報告書（様式第14号）、収支決算書（様式第15号）、領収書の写し、

子どもの居場所づくりの取組（食事の提供以外）が分かる資料（写真等）

⑤補助金交付

1. **申請**

補助金の額を確定しますので、こども食堂支援補助金請求書（様式第17号）

を市にご提出ください。提出後、市から補助金を交付します。